

# 第1章「元気発進！子どもプラン(第3次計画)」の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

少子化が進む中、孤立する保護者、児童虐待の問題、子どもの安全対策など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は、様々な課題を抱えています。これらに対応していくためには、国や自治体、地域を挙げて、すべての子どもと家庭を切れ目なく支援する仕組みづくりを進める必要があります。

これまでの国の動きを振り返ると、平成15年7月、家庭や地域の子育て力の低下に対応するため、「次代を担う子どもを育てる家庭を社会全体で支援する」という観点から、10年間の時限立法として、「次世代育成支援対策推進法」が制定されました（その後、令和7年3月まで延長）。この法律に基づき、母性並びに乳幼児の健康の確保・増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、職業生活と家庭生活の両立の推進等のため、5年を一期として、「次世代育成行動計画」を策定することが定められました。（平成27年度以降は、任意規定）

また、平成24年8月には、新たに「子ども・子育て支援法」が制定されました。市町村は、この法律に基づき、5年を一期として、質の高い乳児・幼児期の教育や保育、地域における子ども・子育て支援を総合的に提供するため、「子ども・子育て支援事業計画」を策定することが定められました。（義務規定）

本市は、これらの法律に基づき、これまでも、子育て支援に関する計画を策定し、その推進に努めてきました。最近では、平成26年11月に、令和元年度までの5年間を計画期間とする「元気発進！子どもプラン（第2次計画）」（北九州市次世代育成行動計画及び北九州市子ども・子育て支援事業計画）を策定し、保健・医療・福祉・教育をはじめ、雇用・住宅・生活環境等の幅広い施策を展開し、総合的なまちづくりを進めてきたところです。

しかしながら、時代の変化の中で新たに発生する様々な課題に対応していくためには、これまでの取り組みをさらに充実・強化していく必要があります。

これに加え、日本を含むすべての国連加盟国が合意した、2030年の国際目標「SDGs（持続可能な開発目標）」には、「福祉」や「教育」、「ジェンダー」などに関するゴールが定められており、その達成のために、本市の取り組みを一層強化していくことが必要となります。

そこで、こうした国や世界の動向、「元気発進！子どもプラン（第2次計画）」の成果及び課題、有識者等で構成する「北九州市子ども・子育て会議」での議論、大規模なア

ンケート調査結果や、パブリックコメント・市議会でもいただいたご意見等を踏まえ、子どもの育ちや子育てを支援するための子どもに関する新たな総合計画「元気発進！子どもプラン（第3次計画）」を策定しました。（計画期間：令和2年度～令和6年度）

## 2 計画の位置づけ

本計画は、北九州市の子どもの健全育成や子育て支援の基本的方向及び具体的な取り組みを示すものであり、地域社会を構成する「家庭」「地域」「学校」「企業」「行政」が自らの役割を認識し、一体となって取り組みを進めるための指針となるものです。

### （1）計画の根拠と子どもに関わる他の計画との関係

本計画は、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「北九州市次世代育成行動計画」と、「子ども・子育て支援法」に基づく「北九州市子ども・子育て支援事業計画」を合わせた計画です。

また、「次世代育成支援対策推進法」では、計画を策定する際は、「子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備」に関する内容も盛り込むよう求めています。そのため、この子どもの教育に係る行動計画は、「第2期北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」に定めることとし、本市の「次世代育成行動計画」として位置付けます。

さらに本計画は、関係法令に定める子どもに関わる他の計画である「保育計画」\*、「母子・父子・寡婦自立促進計画」、「母子保健計画」、「社会的養育推進計画」、「子ども・若者計画」、「子どもの貧困対策についての計画」を一体のものとして策定しています。

\* 「保育計画」とは、児童福祉法第56条の4の2第1項に定める、保育所等の整備に関する計画

### （2）北九州市基本計画やその他の計画との関係

本市では、北九州市基本構想・基本計画「元気発進！北九州」プラン(平成25年12月改訂)の中で、まちづくりの目標として、「人と文化を育み、世界につながる、環境と技術のまち」を掲げ、その下で「人づくり」をまちづくりの基本方針の一つとし、「子育て・教育日本一を実感できる環境づくり」に取り組んでいます。

本計画は、この基本構想・基本計画の分野別計画に位置付けられるもので、「第4次北九州市男女共同参画基本計画」、「北九州市生涯学習推進計画《“学びの環”推進プラン》」、「北九州市の地域福祉（北九州市地域福祉計画）」、「第二次北九州市健康づくり推進プラン」、「北九州市障害者支援計画」、「北九州市いきいき長寿プラン」、「第三次北九州市食育推進計画」などの関連する計画と相互に連携を図りながら、取り組みを推進します。

## 各計画の関係図

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
<b>【基本構想・基本計画】</b>									
北九州市基本構想・基本計画(「元気発進!北九州」プラン) (平成20年12月~令和2年度)									
改定版(平成25年12月~)									
<b>【次世代育成行動計画、子ども・子育て支援事業計画】</b>									
<b>元気発進!子どもプラン(第2次計画)</b> (北九州市次世代育成行動計画 北九州市子ども・子育て支援事業計画 【平成27~令和元年度】 ※保育計画、母子・父子・寡婦自立促進計画、 母子保健計画、子ども・若者計画を包含する)					<b>元気発進!子どもプラン(第3次計画)</b> (北九州市次世代育成行動計画 北九州市子ども・子育て支援事業計画 【令和2~6年度】 ※保育計画、母子・父子・寡婦自立促進計画、母子保健計画、 社会的養育推進計画、子ども・若者計画、 子どもの貧困対策についての計画を包含する)				
北九州市子どもの未来をひらく教育プラン (平成21~30年度) 改訂版(平成26年度~)					第2期北九州市子どもの未来をひらく教育プラン (令和元~5年度)				
<b>【関連計画】</b>									
第3次北九州市男女共同参画基本計画 (平成26~30年度)					第4次北九州市男女共同参画基本計画 (令和元~5年度)				
北九州市生涯学習推進計画《“学びの環”推進プラン》 (平成28~令和2年度)									
北九州市の地域福祉(北九州市地域福祉計画) (平成23~令和2年度)									
北九州市健康づくり推進プラン (平成25~29年度)					第二次北九州市健康づくり推進プラン (平成30~令和4年度)				
北九州市障害者支援計画 (平成24~29年度)					北九州市障害者支援計画 (平成30~令和4年度)				
第四次北九州市高齢者支援計画 (平成27~29年度)					北九州市いきいき長寿プラン (平成30~令和2年度)				
第二次北九州市食育推進計画 (平成26~30年度)					第三次北九州市食育推進計画 (令和元~令和5年度)				
北九州市スポーツ振興計画 (平成23~令和2年度)									
北九州市環境基本計画(改定) (平成24~28年度)					北九州市環境基本計画(改定) (平成29~令和3年度)				
北九州市住生活基本計画(第1期) 平成20~29年度					北九州市住生活基本計画(第2期) 平成30~令和9年度				

### 3 計画の対象

本計画は、基本理念\*が、『子どもたちの未来を育み、みんなの笑顔があふれるまち北九州』であることからわかるように、子どもを中心とした、すべての市民が対象です。

なお、本計画における「子ども」とは、18歳未満のすべての子どもを基本とします。

また、「若者」とは、思春期、青年期の者に加え、社会生活を円滑に営む上での困難を抱えている40歳未満までの者も含みます。

\*「基本理念」は、34ページ参照

### 4 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

ただし、計画期間中であっても、社会経済状況の変化や国の動向、市民ニーズなどを踏まえながら、必要に応じて計画を見直します。

### 5 計画の推進方法

#### (1) 推進体制

- ・子ども家庭局が中心となり、全庁的な立場から総合調整を図り、計画的かつ効果・効率的に計画を推進します。学校教育を所管する教育委員会とは、より一層の連携を図っていきます。
- ・市の付属機関である「北九州市子ども・子育て会議」において、本計画の策定や変更の際に意見を聴くとともに、子ども・子育て支援施策の総合的かつ計画的な推進や、その実施状況等について、調査審議しながら着実に計画を進めていきます。

#### (2) PDCAサイクル

子どもの健全育成や子育て支援の推進においては、子どもや子育て家庭の視点に立った柔軟かつ総合的な取り組みが必要です。このため、各施策の成果がどの程度上がっているのかについて点検・評価(※)を行い、計画のさらなる推進につなげていきます。

点検・評価の結果については、「北九州市子ども・子育て会議」等で意見を聴いたうえで、市民に分かりやすい形で公表します。

※点検・評価を行うにあたっては、施策ごとに成果指標を設定し、進捗状況を確認します。また、施策を推進する主な取り組みについても、それぞれ数値目標等を設定

し、達成状況を確認します。

### **(3) 行財政改革の視点**

本計画の推進にあたっては、新たな市民ニーズ、行政需要にこたえるため、北九州市行財政改革大綱に基づき、官民の役割分担と持続的な仕事の見直しや公共施設のマネジメントなど、P D C Aの視点から組織、政策を不断に見直し、選択と集中を図ります。

また、前述の点検・評価や年度ごとの予算編成過程において、事業内容の精査、見直しなどを行っていきます。

子ども目線に立った組織横断的な視点での事業の再構築など、より効率的かつ効果的な事業実施に取り組んでいきます。

### **(4) 地域社会との連携・協力**

地域社会を構成する「家庭」「地域」「学校」「企業」「行政」が自らの役割を認識し、一体となって子どもの健全育成や子育て支援の取り組みを進めていきます。「家庭」「地域」「学校」「企業」に対して本計画の趣旨や内容の周知を図るとともに、連携・協力しながら計画を推進します。

### **(5) 国における施策との調整**

子どもの健全育成や子育て支援は、国レベルでの対応を求められることも多いため、国に対して必要な措置を求めています。